

平成31年1月11日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故  
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故  
（うち電気冷蔵庫1件、液晶テレビ1件） 2件
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故  
（うち除雪機（歩行型）1件、脚立（はしご兼用、アルミニウム合金製）1件、テレビゲーム機1件、換気扇（床下用）1件、電気湯沸器1件、ペット用ヒーター1件、携帯電話機（スマートフォン）1件、脚立（伸縮式、はしご兼用、アルミニウム合金製）1件、椅子1件） 9件
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議（※）において、審議を予定している案件  
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担 当：鈴木、柳川、牧野

電 話：03-3507-9204（直通）

F A X：03-3507-9290

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別 紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

該当案件なし

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201800609	平成30年12月25日	平成31年1月8日	電気冷蔵庫	GR-2608TC	東京芝浦電気株式会社(現 東芝ライフスタイル株式会社)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	兵庫県	製造から40年以上経過した製品
A201800610	平成30年11月7日	平成31年1月8日	液晶テレビ	TH-49EX850	パナソニック株式会社	重傷1名	異臭がしたため確認すると、当該製品から発煙し、1名が重傷を負った。現在、原因を調査中。	兵庫県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年12月27日

### 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201800602	平成30年12月20日	平成31年1月7日	除雪機(歩行型)	火災	店舗で当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	新潟県	
A201800603	平成30年10月30日	平成31年1月8日	脚立(はしご兼用、アルミニウム合金製)	重傷1名	当該製品をはしごとして使用中、転落し、左足首を負傷した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	静岡県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年12月27日
A201800604	平成30年12月26日	平成31年1月8日	テレビゲーム機	火災	当該製品を汚損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A201800605	平成30年12月19日	平成31年1月8日	換気扇(床下用)	火災	異音が生じたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するののか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	島根県	
A201800606	平成30年12月5日	平成31年1月8日	電気湯沸器	火災 軽傷1名	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	京都府	平成31年1月10日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年12月27日
A201800607	平成30年12月6日	平成31年1月8日	ペット用ヒーター	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	北海道	事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年12月11日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 厳重注意
A201800608	平成30年10月21日	平成31年1月8日	携帯電話機(スマートフォン)	火災	店舗で当該製品のバッテリーを交換中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品の修理状況を含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年12月26日
A201800611	平成30年11月30日	平成31年1月9日	脚立(伸縮式、はしご兼用、アルミニウム合金製)	重傷1名	店舗で当該製品を脚立として使用中、転落し、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	岐阜県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成31年1月7日

### 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201800612	平成30年12月4日	平成31年1月9日	椅子	重傷1名	当該製品を踏み台として使用中、肘部の接合部から破断し、転倒、負傷した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年12月28日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議において審議を予定している案件  
該当案件なし

電気冷蔵庫（管理番号:A201800609）



液晶テレビ（管理番号:A201800610）

